令和５年４月 23 日

徳島県医療ソーシャルワーカー協会
会員の皆様へ

徳島県医療ソーシャルワーカー協会
会 長　　郡　章 人
（ 公 印 省 略 ）

令和５年度　徳島県医療ソーシャルワーカー協会
定期総会・記念講演会について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和５年度徳島県医療ソーシャルワーカー協会定期総会資料を作成いたしましたので、送付させていただきます。

本年５月８日以降、新型コロナウィルス感染症は５類相当と位置付けられることにより、今までの数多くの制限などがなくなりますが、保健医療分野に従事する会員が多い当協会であることから定期総会・記念講演会は昨年同様の**オンライン開催**とさせていただきます。定期総会においては先に理事会にて書面評決を承認したうえで、記念講演終了後にオンラインにて報告とさせていただきます。

つきましては、下記 QR コードから総会議案書をダウンロードしていただき、議案内容をご確認の上、同封の書面評決用紙に必要事項をご記入いただき、事務局へ **FAX 送信**をお願いいたします。

６月以降の新人研修会、スキルアップ研修会、医療福祉研究会、徳島県医療ソーシャルワーク学会等は原則、対面における集合研修として対応とさせていただきますが、感染症対策として国および徳島県の動向により柔軟に開催方法を変更していく次第です。

今後とも当協会の運営につきまして、何卒、ご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

ダウンロード URL→https://xgf.nu/yELz

徳島県医療ソーシャルワーカー協会
〒779-0193　徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1
東徳島医療センター　地域医療連携室内
TEL088-672-6306　　FAX088-672-4266
E-mail:515-msw-kyokai@mail.hosp.go.jp
事務局　大森　和幸

FAX 088-672-4266
東徳島医療センター
徳島県医療ソーシャルワーカー協会事務局 行

書面評決用紙

下記、必要事項をご記入のうえ令和 5 年 5 月 13 日(土)までに、
FAX 送信して下さい。

令和 5 年度 定期総会において

(どちらかに〇印をつけてください)

◇令和 4 年度事業報告について承認(する・しない)

◇令和 4 年度会計報告について承認(する・しない)

◇令和 5 年度事業計画(案)について承認(する ・しない)

◇令和 5 年度会計予算(案)について承認(する ・しない)

◇役員改選(R5-6 年度)について承認(する・しない)

◇規約改正について承認(する・しない)

記入日:令和 5 年　　月　　日

所属: _____

氏名: :_____(自著)

令和5年度定期総会

定期総会議案書

徳島県医療ソーシャルワーカー協会

内容

2. 総会成立確認 ..... - 2 -
3. 議長・書記選出 ..... - 3 -
4. 議事 ..... - 3 -
令和4年度事業報告 ..... - 3 -
はじめに ..... - 3 -
総務部 ..... - 3 -
教育部 ..... - 4 -
広報部 ..... - 6 -
事務局 ..... - 6 -
理事会 ..... - 6 -
会計 ..... - 7 -
令和4度会計報告 ..... - 7 -
令和4年度会計監査報告 ..... - 9 -
令和5年度事業計画（案） ..... - 10 -
はじめに ..... - 10 -
総務部 ..... - 10 -
教育部 ..... - 11 -
広報部 ..... - 12 -
事務局 ..... - 12 -
理事会 ..... - 12 -
会計 ..... - 13 -
令和5年度予算（案） ..... - 13 -
承認手続き ..... - 15 -
規約の改正について ..... - 15 -
役員改選について ..... - 16 -
公募状況の報告 ..... - 16 -
承認手続き ..... - 18 -
新期役員挨拶 ..... - 18 -
退任理事挨拶 ..... - 18 -
5. その他 ..... - 18 -
6. 議長・書記解任 ..... - 18 -
7. 閉会挨拶 ..... - 18 -
徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約 ..... - 19 -

1. 開会挨拶

２．総会成立確認

<table>
<tr><td>総会成立要件</td><td colspan="2">徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約
第4章　会　議
（定足数及び議決）
第24条　総会は、正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。また、総会の議決は出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">成立確認</td><td>条件</td><td>令和5年　4月　19日時点　会員数　117　名
正会員　　117　名　　賛助会員　1団体
本総会は　59名以上の参加を持って開催とする。
※新型コロナ感染対策のため、理事による出席のみとし、会員からは書面評決の同意を得ての開催成立とする。</td></tr>
<tr><td>開催日</td><td>令和5年　　5月　　28日

総会出席理事　　名
書面評決数　　名（内有効数　　通）</td></tr>
</table>

３． 議長・書記選出

オンライン開催のため、議長、書記を総会参加理事から選出とする。

役割	所属	氏名
議長		
書記		

４． 議事

令和4年度事業報告

はじめに

令和4年度は、コロナ禍3年目の年でした。感染対策をしながら、MSW を必要とするクライエントニーズに応じるため、皆様のそれぞれの現場で日々の実践に取り組んでくださったことを感謝いたします。徳島県医療ソーシャルワーカー協会は、令和4年度創立20周年を迎えました。歴代の協会運営に携わってくださった理事の皆様、そして現在を支えてくださっている理事の皆様、会員各位に感謝いたします。4年ぶりに開催しました四国ブロック大会・徳島大会は「MSW のストレスマネジメント～MSW にやりがいを持って取り組むために～」には、60名近くの参加者があり、盛大に開催できました。四国各県から参加した MSW の皆様からも高評頂きました。この他にも年間を通して様々な取り組みが開催できましたこと、感謝を申し上げます。

総務部

2022年度（令和4年度） 事業報告

総務部では、以下の活動を行いました。新型コロナウイルス感染拡大を予防する観点から集合型会議や研修等の機会が確保できず、またオンラインシステムを活用できる団体がまだ少ない状況から中止に至った企画もありました。

1. 社会貢献活動として、県、各市町村、団体の会議等へ会員を派遣

・徳島県運営適正化委員会への委員派遣（1名） -苦情相談対応研修の講師
・徳島県医療審議会への委員派遣（1名）
・徳島県難病対策連携推進協議会への委員派遣（2名）
・徳島市障害者自立支援協議会への委員派遣（1名）

・鳴門市障害者自立支援協議会への委員の派遣（1名）
・徳島市在宅医療介護連携推進事業（徳島市）（1名） ZOOM
・徳島県地域両立支援推進チームへの委員の派遣（1 名）
・徳島県循環器病対策推進協議会への委員の派遣（1名）
・徳島県自殺予防団体への参加
・徳島県地域包括ケアシステム学会の執行理事、理事（2名）
・徳島県難病対策推進協議会への委員派遣（1名）

2. 他団体との交流及び研修の合同開催の企画及び運営
1）日本医療社会福祉協会及び四国4県の MSW 協会と連携して実施した事業
・全国都道府県医療ソーシャルワーカー協会会長会に参加（2 回/年）ZOOM
・全国都道府県医療ソーシャルワーカー協会事務局、研修会担当会議等に参加（1回/年）ZOOM
・四国医療ソーシャルワーカー協会役員会の開催・参加（3 回/年）ZOOM
・四国ブロック医療ソーシャルワーク大会（徳島県主催）（ZOOM）

2）徳島県内の他団体、社会福祉専門職団体（徳島県社会福祉士会、徳島県精神保健福祉士協会、当会）との交流及び研修の合同開催の企画及び運営
・ソーシャルワーカー・デイにおけるイベント企画及び運営（徳島県）
・徳島市介護職員支援事業研修講師派遣事業
「対人援助職におけるコミュニケーションスキル」
「アドバンスケアプランニング～人生の最終段階における意思決定支援」
3. その他の事項
・協会所有のプロジェクターの管理を行った。

教育部

教育部では令和 4 年度の事業報告について、前年度に引き続き、協会員個人（個々）のスキルアップと、オンライン環境下ではありましたが、協会員同士の交流や情報共有の場を提供しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、当該年度の研修については理事会承認の下、すべて Zoom オンライン研修の形態を取りました。これにより、協会員間での感染防止対策に注意を払った上で、協会員以外でも幅広い共同学習や県外医療ソーシャルワーカーとの繋がりを持つことができ、集合研修では得ることのできない多方面からの知識や学習、意見交換等を適宜行うことができました。

1.　開催した定期研修会は以下の通りです。

研修のタイトル	開催日	参加者	内容	会場
第 1 回	9 月 17 日（土）	16 名	～MSW が意識すべきパラダイムシフト～株式会社ケアモンスター代表取締役　田中大悟先生	Zoom
第 2 回	3 月 19 日（日）	8 名	身元保証～実際どこまで支援できますか？できていますか？他の MSW の見解を聞いてみよう～ 東徳島医療センター　当協会副会長：大森和幸	Zoom

2. 医療福祉研究会については、以下の通り開催しております。

テーマ	開催日	人数	講師	会場
第 50 回記念大会『ズバリ！生活保護』～課題はいつも目の前にある～	8 月 20 日（土）	15 名	徳島健康生活協同組合 当協会副会長：久保	Zoom
第 51 回「NASVA 自動車事故対策事業について」	1 月 28 日（土）	11 名	独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所長：梅本篤氏	Zoom

3. 協会事業である定期総会の記念講演及び第　回徳島県 MSW 学会等については、以下を報告します。

	開催日	人数	講師	会場
令和 4 年度徳島県医療ソーシャルワーカー協会定期総会・記念講演会	5 月 29 日（日）	42 名	ホウエツ病院　理事長 林　秀樹先生	Zoom
令和 4 年度徳島県医療ソーシャルワーカー新人研修	6 月 5 日（日）	11 名	当協会理事：郡、有馬、大森、津川　他	Zoom
認定医療ソーシャルワーカー研修 資格取得促進プログラム	11 月 13 日（日）	7 名	当協会所属認定社会福祉士　他	Zoom
令和 4 年度四国ブロック医療ソーシャルワーカー大会・第14回徳島県MSW学会	2 月 19 日（日）	午前：58 名 午後：55 名 51 名へ修了証発行	静岡福祉大学：楢木博之先生　（他：四国 4 県より 8 題の発表）	Zoom

広報部

URL:http://tokushimamsw.com

・広報誌発行は以下の通りです。

令和4年度 VOL.1	令和4年8月20日発行	117部

事務局

◆各種情報提供として、都道府県協会および行政、他団体の研修、学会などの情報提供を会員へメール配信にて迅速に配信とした。

◆発送作業においては、総会資料、研修情報などを事務局からメール便および郵送にて随時、実施した。

◆入退会管理では、入退会処理を行い、会員管理について務めた。会員の転職などにともない情報更新における連絡調整を随時行った。

◆関係機関との連絡対応では、後援対応および情報提供を適時実施した。

◆協会運営対応では、理事会開催および年間行事計画などを管理対応とした。

理事会

理事会は定期開催に加え総会後の臨時理事会を含めて、毎月開催した。各理事へ事前に議案を案内し、出欠の確認を行い、Zoom オンライン対応にて、感染対策を考慮したうえでスムーズな会の運営ができた。開催した理事会は以下の通り。

行事名		開催日	開催方法	報告担当
令和年5月理事会	理事会	令和年5月29日(日)	Zoom オンライン対応	事務局(大森)
令和年6月理事会	理事会	令和年6月15日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年7月理事会	理事会	令和年7月20日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年8月理事会	理事会	令和年8月17日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年9月理事会	理事会	令和年9月21日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年10月理事会	理事会	令和年10月19日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年11月理事会	理事会	令和年11月16日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年12月理事会	理事会	令和年12月21日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年1月理事会	理事会	令和年1月18日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年2月理事会	理事会	令和年2月15日(水)	Zoom オンライン対応	
令和年3月理事会	理事会	令和年3月15日(水)	Zoom オンライン対応	

令和年4月理事会	理事会	令和年4月19日（水）	Zoom オンライン対応	
令和年5月理事会	理事会	令和年5月10日（水）	Zoom オンライン対応	

会計

・事業費の入支出管理

令和4度会計報告

＜一般会計＞

収入の部

単位：円

費目	予算案	収入済額			
		計	内訳		
会費	348,000	304,000		2022年度、年会費 3,000円×83人 2021年度、年会費 3,000円×11人 2020年度、年会費 3,000円×1人 【賛助会員】2022年度、年会費 3,000円×1口 入会金 2,000円×7人	249,000 33,000 3,000 5,000 14,000
事業収入	100,000 0	30,000	2023.1.11 2023.2.20	委託料 （徳島市介護職員等研修支援事業 講師派遣分） 委託料 （徳島市介護職員等研修支援事業 講師派遣分）	15,000 15,000
雑収入	0	11	2022.4.1 2022.10.1	受取利子（ゆうちょ） 受取利子（ゆうちょ）	5 6
繰越金	901,625	901,625		前年度繰越金	
合 計	1,349,625	1,235,636			

支出の部

単位：円

費目	予算案	支出済額			
		計	内訳		
会議費	60,000	1,490	2023.1.11	会議費（全国会長会義、年会費）	1,490
通信運搬費	60,000	25,814	2022.5.27	三井メール便	11,921
			2022.10.7	三井メール便	8,853
			2023.1.11	切手代	5,040
印刷費	50,000	0			
消耗品費	50,000	0			
広報費	100,000	45,410	2022.8.3	WEB サイト更新費(2022.1.14～2023.1.13)	45,410

研修費	200,000	24,660	2022.10.5	第1回定期研修会(9/17) 講師代「田中先生」	24,660
事業費	50,000	176,598	2022.10.5	Zoom 利用料(2022.4 月～2022.5 月)	2,200
			2022.4.26	協会 A4 クリアファイル(1000 枚) 作成費	116,050
			2022.5.11	Zoom 利用料(2022.5 月～2022.6 月)	2,200
			2022.6.11	Zoom 利用料(2022.6 月～2022.7 月)	2,200
			2022.6.15	5/29 記念講演、講師代「林 先生」	34,010
			2022.7.11	Zoom 利用料(2022.7 月～2022.8 月)	2,200
			2022.8.11	Zoom 利用料(2022.8 月～2022.9 月)	2,200
			2022.9.11	Zoom 利用料(2022.9 月～2022.10 月)	2,200
			2022.10.11	Zoom 利用料(2022.10 月～2022.11 月)	2,200
			2022.11.11	Zoom 利用料(2022.11 月～2022.12 月)	2,200
			2022.12.11	Zoom 利用料(2022.12 月～2023.1 月)	2,200
			2023.1.11	Zoom 利用料(2023.1 月～2023.2 月)	2,200
			2023.2.11	Zoom 利用料(2022.2 月～2023.3 月)	2,200
			2023.3.11	Zoom 利用料(2022.3.月～2023.4 月)	2,338
積立(事業準備金)	25,000	25,000	2022.10.10	特別会計(四国ブロック大会用)へ	25,000
予備費	754,625	0			
合 計	1,349,625	298,972			

次年度繰越 :936,664 円

＜特別会計(四国ブロック大会用)＞

収入の部

単位:円

費目	予算案	収 入 済 額			
		計	内 訳		
積立	25,000	25,000	2022.10.10	一般会計より	25,000
雑収入	0	1	2022.8.13	利息(徳島銀行)	1
		1	2023.2.11	利息(徳島銀行)	1
繰越金	324,608	324,608			
合 計	349,608	349,610			

支出の部

単位:円

費目	予算案	支 出 済 額			
		計	内 訳		
事業費	200,000	64,550	2023.3.10	(2/19)四国ブロック大会、講師代「楢木先生」	
予備費	149,608	0			
合 計	349,608	64,550			

次年度繰越 :285,060 円

＜特別会計（基金）＞

収入の部

単位：円

費目	予算案	収 入 済 額			
		計	内 訳		
繰越金	600,000	600,000		前年度繰越金	
合 計	600,000	600,000			

支出の部

単位：円

費目	予算案	支 出 済 額			
		計	内 訳		
予備費	600,000	0			
合 計	600,000	0			

次年度繰越 ： 600,000円

令和4年度会計監査報告

※別添資料参照

令和5年度事業計画（案）

はじめに

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が第2類から5類に引き下げられ、3年弱続いた感染対策下とは違った日常を向かえることになります。しかし、高齢化、人口減少、少子化、多死社会といった社会背景の影響や多問題家族、ヤングケアラー、生活困窮等といった人々の well-being を阻害する要因は存在し、医療機関の中でも社会背景が複雑に絡み合った問題を抱えた患者さんとして我々の目の前に現れてくることも予測されます。クライエントの well-being を高めるという SW の目的を達成するため、私たちは日頃より自身の価値、知識、技術を省察し、アップデートしていくことが重要です。その手段として徳島県医療ソーシャルワーカー協会の研修事業や協会活動を通して得たネットワークをぜひ、自身や職場で活かして取り組んでいただきたいと思います。自身のレジリエンスを高める、そのための徳島県医療ソーシャルワーカー協会でありたいと思います。

総務部

当協会が行政及び他の団体と連携できる機会を通し、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、医療ソーシャルワーカーのソーシャルワーク実践が貢献できるように各事業への維持、強化を図っていきたいと思います。

1. 社会貢献活動として、県、各市町村、団体の会議等へ会員を派遣
・徳島県運営適正化委員会への委員派遣（1名）
・徳島県医療審議会への委員派遣（1名）
・徳島県難病対策連携推進協議会への委員派遣（2名）
・徳島市障害者自立支援協議会への委員派遣（1名）
・鳴門市障害者自立支援協議会への委員の派遣（1名）
・徳島市在宅医療介護連携推進事業（徳島市）（1名）
・地域両立支援推進チームへの委員の派遣（1 名）
・徳島県循環器病対策推進協議会への委員の派遣（1名）
・徳島県自殺予防団体への参加
・徳島県地域包括ケアシステム学会の執行理事、理事（2名）
・徳島県難病対策推進協議会への委員派遣（1名）

2. 他団体との交流及び研修の合同開催の企画及び運営
・ソーシャルワークディの企画・開催
・四国ブロック医療ソーシャルワーク大会の開催（徳島県）

3. その他の事項
・協会所有のプロジェクターの管理

教育部

定期研修会、医療福祉研究会、医療ソーシャルワーク学会等の研修会を通し、日常業務の振り返りと気づきを深め、幅広い分野の知識習得や技術向上を期待したいと思います。県内医療ソーシャルワーカーの質の向上と協会員の研鑽の証として認定医療社会福祉士の認定ポイントが取得できるよう積極的に研修ポイント申請について引き続き周知を行っていきます。またスキルアップだけではなく、多職種専門職とのネットワークづくり、徳島県内で業務にあたる同じ仲間として経験や年齢にとらわれず、協会員同士の相互交流とそのつながりにも着目し、バーンアウト(燃え尽き症候群)を防ぐ位置づけともしたいと考えています。引き続き新型コロナウイルス感染症対策に留意し研修の機会を提供したいと考えます。

定期研修会

	テーマ	講師	開催予定日	会場
第 1 回	診療報酬などにおける MSW 実践	大分県 MSW 協会:今尾顕太郎氏	9 月 23 日(土)	Zoom
第 2 回	学会発表の意義と方法	徳島県鳴門病院　当協会:会長　郡	3 月 17 日(日)	Zoom
第 3 回	未定	未定	未定	Zoom

医療福祉研究会

	内容	講師	開会時期	会場
第 52 回	企画検討中	当協会理事:久保　他	7 月 9 日(日)	Zoom
第 53 回	企画検討中	当協会理事:久保　他	10 月 15 日(日)	Zoom
第 54 回	企画検討中	当協会理事:久保　他	1 月 21 日(日)	Zoom

協会事業

	テーマ	講師	開催日	会場
実習指導研修	実習指導:新カリキュラム対策	徳島大学:北村美渚先生	4 月 16 日(日)	Zoom
認定医療ソーシャルワーカー研修	資格取得促進プログラム(6 月～8 月申請支援、助言)	当協会所属 認定社会福祉士　他	5 月 13 日(土)	Zoom
令和 5 年度徳島県医療ソーシャルワーカー定期総会・記念講演会	MSW にとっての患者アドボケイト援助活動の構造と意義	明星大学:鈴木裕介先生	5 月 28 日(日)	Zoom
令和 5 年度徳島県医療ソーシャル	SW の価値と倫理、社会保障制度(総論)と	当協会理事:郡、有馬、大森、津川　他	6 月 11 日(日)	徳島県立総合福祉センター

ワーカー新人研修	MSW、MSW の記録、面接技術			
第 15 回徳島県 MSW 学会	講演＋学会発表＋交流会	講演:未定	12 月 2 日(土)	集合(予定)

広報部

・広報誌発行計画

	発行予定部数	発行予定日
R 年度 VOL.1	120部	R5年 7月頃 発行
R 年度 VOL.2	120部	R5年10月頃 発行
R 年度 VOL.3	120部	R6年月2頃 発行

事務局

◆各種情報提供として、都道府県協会および行政、他団体の研修、学会などの情報提供を会員へメール配信により迅速に配信していく。

◆発送作業においては、紙媒体で確認が必要な資料はメール便および郵送にて配送していく。

◆入退会管理では、入退会処理を行い、会員管理を行う。会員の転職などにともなう情報更新を行う。

◆行政および関係機関、関係団体との連絡対応を適時実施していく

◆協会運営対応では、理事会開催および年間行事計画などを管理する。

理事会

理事会は定期開催に加え総会後の臨時理事会を含めて、毎月開催とする予定。各理事へ事前に議案を案内し、Zoom オンライン対応にてスムーズかつ参加理事の負担の少ない会の運営を行う。

開催予定の理事会は以下の通り。

行事名		開催日	開催方法	報告担当
令和5年5月	理事会	令和5年5月28日(日)	Zoom オンライン対応	事務局対応予定
令和5年6月	理事会	令和5年6月21日(水)	Zoom オンライン対応	
令和5年7月	理事会	令和5年7月19日(水)	Zoom オンライン対応	
令和5年8月	理事会	令和5年8月16日(水)	Zoom オンライン対応	
令和5年9月	理事会	令和5年9月20日(水)	Zoom オンライン対応	

令和5年10月	理事会	令和5年10月18日(水)	Zoom オンライン対応	
令和5年11月	理事会	令和5年11月15日(水)	Zoom オンライン対応	
令和5年12月	理事会	令和5年12月20日(水)	Zoom オンライン対応	
令和6年1月	理事会	令和6年1月17日(水)	Zoom オンライン対応	
令和6年2月	理事会	令和6年2月21日(水)	Zoom オンライン対応	
令和6年3月	理事会	令和6年3月20日(水)	Zoom オンライン対応	
令和6年4月	理事会	令和6年4月17日(水)	Zoom オンライン対応	
令和6年5月	理事会	令和6年5月15日(水)	Zoom オンライン対応	

※協会運営の状況に応じて、集合開催について柔軟に対応する。

会計

令和5年度予算(案)

＜一般会計＞

収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
会費	351,000	年会費(3,000 円／1 人)、正会員数:117
事業収入	100,000	研修参加費　等
繰越金	936,664	前年度繰越金
合 計	1,387,664	

支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
会議費	60,000	会場費 等
通信運搬費	60,000	郵送費用 等

印刷費	50,000	封筒作成費 等
消耗品費	50,000	備品 等
広報費	100,000	広報誌作成費、協会HPサイト管理料 等
研修費	200,000	研修会、学会 開催費 等
事業費	50,000	
積立(事業準備金)	25,000	四国ブロック大会運営費用
予備費	792,664	
合 計	1,387,664	

＜特別会計(四国ブロック大会用)＞

収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
積立	25,000	一般会計より
繰越金	285,060	前年度繰越金
合 計	310,060	

支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
事業費	0	
予備費	310,060	
合 計	310,060	

＜特別会計(基金)＞

収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
繰越金	600,000	前年度繰越金
合 計	600,000	

支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
予備費	600,000	
合 計	600,000	

承認手続き

規約の改正について

別紙規約改正について参照。

役員改選について

公募状況の報告

現役員一覧（2021年度～2022年度）

職　名	氏　名	所　属
会長	郡　章人	徳島県鳴門病院
副会長	芝　浩伸	大久保病院
	有馬　信夫	徳島県立中央病院
	津川　靖弘	徳島病院
	大森　和幸	東徳島医療センター
	久保　哲	徳島健康生活協同組合
理事	織原　望	博愛記念病院
	高尾　里沙	徳島大学病院
	菊山　敦史	協立病院
	髙木　隆司	徳島赤十字病院
	黒島　早恵	ホウエツ病院
会計	菊山　敦史	協立病院
幹事	船越　愛美	リハビリテーション大神子病院
	冨永　誠記	徳島大学病院
事務局	大森　和幸	東徳島医療センター

2023～2024年度　役員立候補者一覧（届け出順）

氏　名	所　属
服部　百恵	徳島県鳴門病院
大森　和幸	東徳島医療センター
髙木　隆司	徳島赤十字病院
丸山　真由	徳島県立海部病院
船越　愛美	リハビリテーション大神子病院
冨永　誠記	徳島大学病院
芝　浩伸	阿南医療センター
広岡　香	阿南医療センター
郡　章人	徳島県鳴門病院
有馬　信夫	徳島県立海部病院
久保　哲	徳島健康生活協同組合
菊山　敦史	協立病院
織原　望	徳島平成病院
津川　靖弘	徳島病院
芝　浩伸	阿南医療センター

その他について（事務局案）

監事	船越　愛美 冨永　誠記	リハビリテーション大神子病院 徳島大学病院
会計	菊山　敦史	協立病院
事務局	大森　和幸	東徳島医療センター

承認手続き

新期役員挨拶

退任理事挨拶

５．その他

６．議長・書記解任

７．閉会挨拶

徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約

第1章　総　則

（名称）

第1条　本会は徳島県医療ソーシャルワーカー協会と称する。

（事務局）

第2条　本協会の事務局は　徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1　国立病院機構　東徳島医療センター　地域医療連携室　に置くものとする。

（目的）

第3条　本会は以下の目的を達成するために必要なあらゆる措置を講じて次の事業を行うものとする。

① 年齢・性別・国籍・障害の有無・文化宗教的背景・社会地位・経済状況の違いに関わらず、総ての人間をかけがえのない存在として尊重することを以って、公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 会員相互の連携・親睦を図り、医療ソーシャルワーカー専門職としての資質の向上を目指すことを目的とする。

③ 県内医療ソーシャルワーカーの社会的地位の確立向上を目指し、普及啓発を行うこと。

（事業）

第4条　本会は第3条の目的を達すために次の事業を行うものとする。

① 会員の専門職としての資質を向上するために、各種研修会・講習会の開催及び医療ソーシャルワークの調査研究に関すること。

② 宣伝・啓蒙に関すること。

③ 関係機関及び他団体との連絡協議に関すること。

④ 機関誌及びその他刊行物の発行に関すること。

⑤ その他目的達成のために必要な事業。

第2章　会　員

（資格）

第5条　本会の会員として資格を有するものは次の者とする。

本会の目的に賛同する者又は、医療・保健分野において医療ソーシャルワーカーとして業務に従事している者もしくは過去に従事していた経歴の在る者で、会長及び理事会の承認を得た者とする。

（種別）

第6条　本会の会員は以下の2種別に定める。

①　正会員　　本会の目的に賛同して入会する者。

②　賛助会員　本会の目的に賛同する団体又は法人。

（会費）

第7条　本会に入会した者は会員種別に応じて以下に定める会費等を納入しなければならない

①　正会員は会費として3，000円を協会に納入するものとする。

②　賛助会員は会費として年額1口5，000円を一口以上納入するものとする。

（入会）

第8条　本会に入会または賛同しようとするものは、以下に定める方法によって本会の承認を得るものとする

第1項　本会に入会し、正会員及び賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める入会申込書を会長に提出し、

会長及び理事会の承認を受ければならない。

第2項　会長及び理事会の承認を経て入会を認められた個人又は団体は、入会金として2，000円を納入しなければならない。

（退会）

第9条　会員に退会の意志があるときは、その旨を会長に届けなければならない。

①　会員が死亡し、又は本会が解散したときは、その時点で退会したものとする。

②　会費を2年以上納入しないときは、理事会の決議を経て退会したものとすることが出来る。

（除名）

第10条　　本会の目的から逸脱する行為を行う者においては、以下に定める方法によって、本会からの除名を行うものとする。

第1項　会員が次に挙げる事項に該当する場合、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

①　本会の名誉を著しく棄損する行為を行った場合。

②　本会の設立の趣旨に反する行為を行った場合。

第2項　前項①及び②の規約により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（部会の設置）

第11条　徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約第3条に定める協会の目的達成のため、協会内に部会を設置することとする。また、部会の運営については、会長の承認を得た上で行うものとする。

第3章 役 員

（役員の種別及びその数）

第12条

第1項 本会には次の役員を置くものとする。

①会 長 1名

②副会長 若干名

③会 計 1名

④理 事 若干名

⑤監 事 若干名

第2項 会計・理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第3項 会長・副会長は、理事の互選により定める。

第4項 監事は、他の役員を兼ねることが出来ない。

（顧問）

第13条 本会には顧問をおくことが出来る。また、顧問は、総会の承認を経て会長が嘱託する。

（役員の職務）

第14条

第1項 会長は、この会を代表し、業務を統括する。

第2項 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

第3項 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

第4項 監事は、本会の会計及び理事の業務執行を監査する。

第5項 顧問は、会長の諮問に応じ、又は業務の執行について意見を述べることが出来る。また、顧問の任期は会長の任期と同じとする。

（役員の任期）

第15条 各役員の任期は2年とする。但し役員の再選は妨げない。欠員等の理由により新たに選出された役員の任期は前任者の残余期間とする。

（解任）

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。以下の理由によりこれを解任するときは第10条第2項の規約を準用するものとする。

① 疾患等の事由によりその職務の遂行に堪え得ないと認められるとき。

② 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

（事務局）

第17条

第1項　本会の事務を処理するために第2条で定められた場所に事務局を置くものとする。

第2項　事務局所在地の正会員の中から事務局長を置くものとする。

第3項　事務局長は会長が任免するものとする。事務局会員の事務分掌については事務局長が会長の承認を経て定める

第4章　会　議

（種別）

第18条　本会の会議は、総会、理事会、及び各部会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

（構成）

第19条

第1項　総会は正会員をもって構成する。

第2項　理事会は理事をもって構成する。

（機能）

第20条

第1項　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第2項　理事会は、この規約に定めるもののほか、次に定める事項を議決する。

①　総会にて議決した事項の執行に関する事項。

②　総会に付議すべき事項。

③　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

（開催）

第21条

第1項　通常総会は毎年一回開催する。

第2項　臨時総会は、次に揚げる場合に開催する。

①　理事会が必要と認めた場合。

②　正会員の5分の1以上から開催請求があった場合。

第3項　理事会は、次に揚げる場合に随時開催する。

①　会長が必要と認めた場合

②　理事の3分の1以上から開催請求があった場合。

（招集）

第22条　会議を招集するには、正会員又は理事に対し、開催の日の7日前までに、文章をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

（議長）

第23条

第1項　総会の議長は、その総会において、出席正会員の内から選任する。

第2項　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数及び議決）

第24条　総会は、正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

また、総会の議決は出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（委任表決）

第25条　総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、理事会に出席できない理事は他の理事に表決を委任することができる。この場合における前条の規定の運用について、その正会員、または理事は出席したものとみなす。

（議事録）

第26条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　会議の名称・開催日時及び場所

②　会議の出席者

③　議決事項、議事の経過概要及びその結果

第5章　資産、事業計画

（資産の構成）

第27条　本会の資産は、次に揚げるものをもって構成する。

①会費

②寄付金品

③事業に伴う収入

④資産から生ずる収入

⑤その他の収入

（事業年度）
第28条　本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日迄とする。

（事業の計画及び予算）
第29条　本会の事業計画及び収支予算は、理事会にて作成し、総会の承認を得なければならない。

（事業報告及び決算）
第30条　本会の事業報告及び収支決算書類は、毎年事業年度ごとに会長が作成し、監事の検査を経て、その事業終了後の総会にて会員の承認を得なければならない。

第6章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第31条　この規約は、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意を得なければ、変更する事ができない。

（解散及び剰余財産の処分）
第32条
第1項　本会は次の各号のいずれかに該当するときは解散する
①破産したとき
②総会の議決があったとき
③会員が欠乏したとき
第2項　前項第2号の規程により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
第3項　解散のときに存ずる剰余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第7章　雑　則

第33条　この規約の施行について必要な事項については、会長が理事会の議決を経て別に定める。
附則
1. この規約は、平成14年11月9日から施行する。
2. この規約は、平成16年4月24日から一部を改訂し施行する。
3. この規約は、平成18年6月3日から一部を改訂し施行する。
4. この規約は、平成21年4月25日から一部を改訂し施行する。
5. この規約は、平成23年5月25日から一部を改訂し施行する。
6. この規約は、平成29年5月21日から一部を改訂し施行する。
7. この規約は、令和元年 5 月 19 日から一部を改訂し施行する。
8. この規役は、令和 2 年 5 月 20 日から一部を改訂し施行する。

9. この規約は、令和５年５月28日から一部を改訂し施行する。

細則

旅費規程および旅費規程細則を規定する。

（講師謝礼について）

この規約について、講師謝礼とは、協会主催研修会についての講師への報酬を指し、その報酬については以下のとおり、支給するものとする。

講演等時間 区分（相当職）	謝金支給額（円）				備考
	60 分以内	120 分以内	180 分以内	300 分以内	
~~課長~~ ~~講師~~ ~~副会長~~ ~~その他~~	8,000	16,000	25,000	34,000	
~~部長~~ ~~准教授~~ ~~会長~~	~~15,000~~	~~30,000~~	~~37,500~~	~~50,000~~	
~~病院長~~ ~~教授~~ ~~全国協会会長~~	~~20,000~~	~~40,000~~	~~60,000~~	~~100,000~~	
著名な教育・経営等 の専門家	・基本の支給額は、30,000 円～100,000 円の範囲内で算定する ・特別な事情があるときは別途加算することができる				
徳島県医療ソーシャルワーカー協会正会員	5,000	10,000	15,000	20,000	

（支出の報告）

細則にて定める報酬については、事業年度ごとに集計し、その支給に関し総会にて報告する。

（支払い）

（1）謝金は、原則として、銀行振込により支払うものとする。

（2）謝金は、所定の税率により源泉徴収する。

徳島県医療ソーシャルワーカー協会

旅 費 規 程

令和 2 年 5 月 20 日

（規程の趣旨）

第 1 条 この規程は、徳島県医療ソーシャルワーカー協会（以下、本会）の事業遂行に必要な旅費に関する基準を定めるものとする。

（旅費の支給）

第 2 条 本会の役員が県協会理事会及び四国ブロック会長会、全国会長会等に出席した場合、又は本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

2 本会の会員が第 1 項関する会に出席した場合は、旅費を支給する。なお、臨時の会への出席に係る旅費については、理事会で承認された場合に支給する。

3 本会から委嘱された、若しくは公文書により依頼を受けた正会員が、本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

4 本会の正会員以外の者が、本会から公文書により依頼を受け、講師、委員等として、又は本会の事業に従事するために旅行した場合は、旅費を支給する。

5 第 1 項から第 4 項の規定にかかわらず、他団体及び他の民間会社等の会議等が同日若しくは同日に前後して行われ、同一の旅行に対して他団体及び他の民間会社等から旅費が支給される場合は、旅費を支給しない。

（旅費の種類）

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

（旅費の計算）

第 4 条 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 国内旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の実費を支給する。宿泊料は、宿泊先の区分に応じ別表の金額を上限とした実費を支給する。

3 全国会長会が、関係学会において開催地で開かれる場合は、上記の定めにかかわらず、当分の間、旅費を支給しない。

4 国外旅行の旅費は、その都度理事会が決定する。

（処分）

第 5 条 本会の正会員が、この規程に定める諸規則に反して虚偽の請求を行った場合、本会の規約に則り、会員の除名を行う。

（規程の変更）

第 6 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附　則

1. この規程は、令和 2 年5月20日から施行する。

別表（第 4 条第 2 項関係）

宿 泊 料（一泊につき）

甲 地 方	乙 地 方
特別区（東京 23 区）および政令指定都市	甲地方以外の地域
7,000 円	5,000 円

徳島県医療ソーシャルワーカー協会

旅費規程 細則

令和 2 年　5 月　20 日

（目的）

第 1 条 この細則は、徳島県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）の旅費 規程に基づき、規程の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の請求手続き）

第 2 条 旅費の支給を受けようとする者は、別に示す旅費請求書または交通費領収証に必 要な書類を添えて提出する。

（旅費の支払い方法）

第 3 条 旅費は支給対象者本人に対して行い、支給は次の各号のいずれかの方法で行う。 (1) 本人名義の銀行口座への振り込み

(2) 現金支給

（鉄道賃）

第 4 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」とい う。）、特別急行料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 特別急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する 運賃の他特別急行料金

2 前項 2 号に規定する特別急行料金は、次の号に該当する場合に支給することを原則と する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

3 前項 1 号の特別急行料金を請求する場合には、乗車券を購入した際の領収書又はそれ に代わるものを添付するものとする。

（航空賃）

第 5 条 航空賃を請求する場合には、航空券を購入した際の領収書又はそれに代わるもの を添付するものとする。

（車賃）

第 6 条 車賃は自家用車使用料およびタクシー使用料を示す。

2 タクシー使用は自家用車または公共交通機関の使用が困難な場合に、理事会へ事前に確認及び承認を得ることで使用することができる。

3 規定する自家用車使用の精算内容は、次の各号に規定する
(1)高速道路使用料
(2)ガソリン代金
(3)駐車場使用料
4　前項 1 号の高速道路使用料を請求する場合には、領収書又はそれに代わるものを添付 する。
5　3 項 2 号のガソリン代金は、所属施設から目的地までの距離(キロ数)×10 円で算出する。休日などの場合は会員の自宅からの距離で算出する。
6　3 項 3 号の駐車場使用にかかる料金を請求する場合には、領収書を添付する。
7　タクシー使用については、別に示すタクシー料金申請理由書及び領収書をその都度理事会に提出し、承認を得ることで支給することができる。

(宿泊費)
第 7 条 やむをえない理由により、規程第 4 条 2 項に規定する上限金額を超えた場合は、 別に示す宿泊費支給理由書と領収書をその都度理事会に提出し、承認を受けることで支給することができる。
2 宿泊を要しない会議等の場合で、やむをえない理由により宿泊が必要となった場合は、 別に示す宿泊費支給理由書と領収書をその都度財務担当理事に提出し、承認を受けること で支給することができる。

(ビジネスパックによる旅行)
第 8 条 宿泊を伴う旅行の場合、旅行代理店等による鉄道、船、航空機、乗合自動車及び 宿泊施設等の一括手配旅行(以下「ビジネスパック」という。)を利用することができる。
2 ビジネスパックを利用する場合の支給額は、ビジネスパックを利用しない場合の交通 費及び宿泊料の合計額を上限とする。
3 ビジネスパック代金の請求をする場合には、領収書又はそれに代わるものを添付する ものとする。
4 宿泊を要しない旅行にビジネスパックを利用した場合は、宿泊料相当額を差し引いた額を支給するものとする。

(補則)
第 9 条 本会の用務の前後に他団体等の用務があり、なおかつ当該団体等から旅費が支給 される場合には、当協会以外から支給される区間金額を除いた額を支給する。
2 規程及びこの細則により難い場合には、その都度理事会と協議して処理するものとする。

(細則の変更)
第 10 条 この細則の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附　則 1. この細則は、令和2 年　5月　20日より施行する。